

平成27年度 第1回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(第9回 徳島県版「子ども・子育て会議」) 議事録

- 1 日時 平成27年11月16日(月) 午前10時から正午まで
- 2 場所 県庁10階 大会議室
- 3 出席委員 寒川 伊佐男 佐藤 絹子 椎野 武徳 志内 正一
白草 千鶴 中津 達雄 二宮 恒夫 福野 伸江
宮武 恵子 山崎 篤史 山崎 健二 大和 忠広
計 12名
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 県民環境部長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」の概要について
 - (2) 徳島県における保育等の現状について
 - (3) 平成27年度の本県の取組について
 - (4) 新制度に係る市町村アンケート結果について
 - (5) 国の動向について
 - (6) その他
 - 4 閉会

5 議事の概要

(会長)

それでは、事務局から、それぞれの議事について説明をお願いしたいと思います。

<事務局から資料の説明>

(会長)

ありがとうございました。それでは事務局からの説明につきまして皆様から御質問や御意見を伺いたと思いますので、よろしくお願ひします。

どなたでも結構ですので御発言ください。挙手でお知らせ願ひします。

(委員)

保育士確保についてですが、家庭の方からすると今の施策は子どもが生まれる時期によって平等でないように思います。どういうことかといいますと、幼

幼稚園や小学校、官公庁もそうですが、4月1日に始まって3月31日に年度が終わるということを繰り返していますが、保育所は生まれた子どもをある月齢に達した時に入所させるという形を取っており、保育所では11月から12月くらいに入所の希望を取り、4月1日に保育士の数が確定して進んでいきます。待機児童が発生してもそれを解消するための手立てがない、4月1日にほとんどの施設はそういう形を取っています。勝浦町や小松島市では、今年度から始めてくれた取り組みがありまして、申請書を出すときにはまだ入園の月齢に達していないであるとか、4月1日の時点では入園の月齢に達していない場合に予約という形を取り、5月以降に入園してくることを想定して保育士を確保してくれる、保育士に対する補助金を出してくれるという取り組みが今年から始まっています。予約時だけではなく、待機児童にもそういうことを考えられるとすれば、保育所が4月1日から始まって3月31日で終わるという普通の状態から脱することができると思います。今、保育士の掘り起こしなどで研修に来られたりもしていますが、そういうことよりももう少し進んで各施設に定員の弾力化を含めて、待機児童も途中から入所できますと言える施設に対して保育士の確保ができる手立てを始めていただくと、待機児童の解消のための対策となるのではないかと思います。施設を建て替えたり、大きくしたり、認定こども園に移行したりというような大がかりなことではなく、職員を1人余裕がある施設に配置できることによって待機児童が格段に減るのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

(会長)

委員がおっしゃった2か所というのは、どういう状況ですか。

(委員)

勝浦町では、過疎化が進んでいますので、人口が右肩下がりとなっています。しかし、4月1日に入所できる子どもを締め切ってしまうと、他市町村から転入してくる子がいる場合に入所できない状況となってしまいます。年度途中で保育士を配置することが難しいので、4月1日から確保できる状態にするというものです。予約は、例えば0歳児が5月に1人、8月に1人、9月に1人となれば、保育士が1人必要となりますので、あらかじめ入所の見込の人数を把握して、4月1日から保育士を配置しておくというものです。

それを待機児童について考えるとすれば、ある保育所が今は100人入所しているが、毎年途中入所の希望がこれだけあるという実数が分かれば、そのために必要な職員全員を置くというのは大変だと思いますが、1人でも4月に確保できるのであれば、待機児童の数を減らすことができるのではないかと

と思います。あくまでも定員の120%以内の話になります。施設が余っていて、職員がいれば受入れができるという施設は県内でも相当数あるかと思うので、考えてみてはどうかと思います。

先日小松島市の担当課とも話をしております、市の方も財政的には大きな負担ですので、県の方でも補助をしてもらえたら、県全体で体制が整備できるのではないかという話も出ましたので、話をさせていただきました。

(会長)

ありがとうございます。県の方は財政的な問題も出てきますが、いかがでしょうか。

(事務局)

今、委員から御意見をいただいた件につきましては、県としても認識しているところでございます。待機児童は、昨年度4月1日で41人であったのが10月1日では180人と、年度途中で増加する傾向にあるのは、委員の御指摘にもあったことも要因の一つであると考えております。財政的な問題はありますが、いただきました御意見は、有効な施策であると考えております。ありがとうございます。

(会長)

委員の御意見について、県の方でも委員の皆様においても、そうした施策も頭に置いて、良い方向に検討できれば良いかなと思います。

わたしからもお伺いしたいのですが、「子育て支援員」が養成されていますが、子育て支援員は保育の現場から考えてどういった立場なのでしょう。それから、保育士と子育て支援員の仕事の違いなどはあるのでしょうか。

(委員)

施設から見て、その人材が有効かどうかという以前の問題で、保育所には最低基準というものがありますので、子育て支援員はその基準の大幅な譲歩といったものではないと思います。この間、全国で常任理事会がありまして、子育て支援員よりももっと和らいだ職員が施設に入ってきて良いのではないかと、話が進んでいるような話を聞きました。

(会長)

委員のおっしゃる「和らいだ」というのは、どういうことでしょうか。

(委員)

保育について勉強をしていますが、保育士や幼稚園教諭の資格がない人はいます。例えば、医学の勉強をしても医師免許がなければ医療行為ができませんが、保育所においても、保育士資格・幼稚園教諭免許が必要になりますので、資格を持たない人は保育士の手伝いはできても保育士に代わっていくということについては、まだ一段階超えていないところがあります。施設の方の反対もありますし、保育所は保育の質の向上で頑張ってきておりますので、特に全国保育士会あたりが猛反発しているという状況もあります。

(会長)

では、子育て支援員は、保育士会としては反対ということなのでしょうか。

(委員)

いえ、あくまで保育士資格制度の部分です。保育に関わる業務をしたいと意欲のある人を施設で雇うことは可能かと思いますが、今まで保育所において保育士の資格を持たずに携わってきた人は、無資格というレッテルを貼られてきている人が全国でもたくさんいます。そういう人の方が先ではないかと、そういう人に資格ができるという、仕事ができるというきちんとした立場にした方が良いのではないかと話が現場の中ではありますが、全体的には数が少ないので、全国的にするのであれば、研修を受けた人を補助的な立場として携わってもらうという話かと思います。

(会長)

そういう方が今、子育て支援員の研修を申し込まれているわけではないのですか。

(事務局)

子育て支援員につきましては、専門コースがいくつかに分かれておまして、保育の方につきましては、地域型保育コースがありますが、保育士と同等という資格ではありません。今、保育所で勤務されている資格を持っていない方については、資格取得支援事業があります。今年度から試行的に朝夕保育士1名で良いという制度が始まっていますが、その保育士の補助的な立場として携わることとは可能かと思います。

(会長)

先ほど、説明の中で300人以上の方が申し込まれているとありましたが、その中には経験が多少ある方も多数申し込まれていたのかなと推測したのですが。

(委員)

近い将来、保育士でなくても、同等に働けるような方向に進んでいくと考えています。東京や神奈川では、保育士不足が致命的になっていますので、保育士がいないので子どもを預かれないといった状況があります。徳島では1施設で新設でない限りは、職員が1, 2名足りないという状況ですが、この間神奈川の先生に聞いてみると、20人足りないと言っていました。1施設・1法人で20人ですので、あれだけの養成施設がありながらの状況ですので、国の考え方は、保育士だけを中心に仕事をするという考え方は変わっていきつつあるのではないかと思います。国の方でもそのような方向で進めていくといった話もあるようです。

(委員)

教えていただきたいのですが、保育所には定員があり、120%までは受入れができるということですが、4月1日時点では、100%の定員の児童に必要な職員の配置しかできないということですか。常に全体を見渡せるような保育士が配置されれば良いのではないかと思います。

(委員)

保育所では年齢別に必要な保育士の数が決まっており、さらに主任保育士を配置するなど必要数を計算して、4月1日に配置します。最低基準より多く置くことは問題ありませんが、保育所の経営がありますので、あまり多く職員を置き過ぎると、給料が支払えないといった可能性も出てきます。その兼ね合いの中で、1人は置けるが、2人は難しいといったことも考えながら配置をしています。定員を超えて受入をすれば、更に職員の配置も必要になります。100人保育するのと120人保育するどちらが良い・悪いありませんし、どちらが経営的に良い・悪いといったことはありません。定員どおりに運営するのが本来であれば一番良いのですが、今は待機児童が多くなっていますので、待機児童解消のために保育所では余ったスペースを利用して、120%まで受け入れることは可能であるということになっています。

(委員)

ありがとうございました。わたしが考えていたことと同じであったと分かりました。関係機関が連携して、この問題に取り組んで行くことが必要であると感じました。

(会長)

ありがとうございました。委員は御意見ありますでしょうか。

(委員)

資料3の6ページにあるところですが、わたしもかつて保育士や幼稚園教諭の養成に長年携わってきました。今、資格を持っていながら保育所に勤めないという問題を6ページの中段の右の方にある、月給給与水準比較というところで、全産業に比べて保育士の給与が低いということが書かれています。給与の問題はそれぞれで考えていかななくてはいけない問題で、給与が低いので就職しないといったこともあるかと思えます。子どもの保育に携わる保育士・幼稚園教諭は専門職です。本人自身も勉強する最初は仕事をしたいという意欲があります。先週京都の方で話し合いがありまして、給料が安くても仕事に対して満足して帰れるのであれば、少し給与が低くても辞めようということはないと、そういう人格の人が勤めていると思えますが、6ページのところで、保育士には専門的な対応が求められるとあります。発達障がいなどの知識は、30年、40年前の知識では到底対応ができません。園長先生や主任さんが資格を取ったときの保育と、今の子どもの状況は全く違いますので、違う分野としてしっかり勉強してもらいたいと思えます。身体障がいなどは親が気づくことが多いですが、発達障がい児の問題については、保育所や幼稚園で発見する例が多くあります。そこで施設と親御さんとの葛藤といった状況も出てくるかと思えます。子どもの質が変わってきている中で、先生の研修についても本格的にやっていただきたいと思えます。保育所での生活が子どもの一生に影響することもありますので、保育に携わる方の質の向上にもしっかりと取り組んでいただかないと、保育士が自信をなくして辞めてしまうといった状況が出てくる可能性もあります。保護者の方は、保育所から子どもの発達障がいについて話をされて、すぐに納得される方はいません。保護者の方は、納得されるまでに1年ほどかかると思えます。その間に色々な病院を回って、発達障がいではないという診断を期待します。意欲を持って仕事をしたが、自信を失って辞めてしまうようなことがないように、発達障がい児の子どもへの対応の研修をしっかりとやっていただきたいと思えます。

(会長)

ありがとうございます。保育士を目指して勉強されて資格を取って就職したら、勉強したことと実際にギャップがあるという状況があるのかと思えます。保育所でも色々な子どもの症状や問題行動があると思えますし、親の方もコミュニケーションが取りにくい場合もあるかと思えます。医師の場合は、大学で学んだ知識だけでは到底現場では通じることがないので、2年間の研修などで

医師の免許を持ちながら研修生として医師の仕事をするようになります。学んだ知識を活かすためにどうするかという戦略を提供することや、第三者の支援が家族や子どもにされるという制度をきちんとしていく必要があります。専門職についても、家族と話ができる質を身につけないとなかなか上手くいかないと思います。保育士についても卒業後の訓練や研修がもう少し現場に即した研修制度にしないといけないことは確かだと思います。

(事務局)

委員がおっしゃったことについても、重要であると認識しており、5月・11月と国へ政策提言を行っております。また保育事業連合会の方にも委託して現任保育士研修を実施しており、階層別・分野別の研修ということで特別支援の研修についても実施しております。また、今年度潜在保育士職場実践訓練事業を行っておりまして、現場から離れている保育士資格をお持ちの方に、実際の保育の現場で有期雇用をして研修をしていただくということで、これも一つは最新の必要なスキルを身につけていただいて、自信を持って現場に復帰していただくという趣旨で行っているところでございます。様々な研修の充実に向けて、御意見・アドバイスをいただきまして充実を図っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(委員)

委員のお話で、保護者の方が気づくことが大事であると、気づく機会があれば良いと思いました。鳴門市では3歳児健診で、早い段階で気づいた方が良いとのことで、取り組まれている状況があります。子ども・子育て支援新制度で様々な制度ができていますが、それを受ける側の保護者の方が関心を持っていないと進んでいかないと思います。保健指導などの機会に、早い段階で気づくことで、子どもの特徴に合わせて伸ばしていただけることを保護者の方に理解していただければ、保育所とも連携していけると思いますので、保護者の方に制度のことを理解してもらい、子どもの発達などについても理解してもらい、社会全体で子育てを支えることが大事ではないかと思います。

(会長)

社会全体で支えるという、委員もおっしゃっていましたが、子どもに病名をつけられたら保護者としては早く治したいという気持ちになります。それを一生つきあわなければいけないと言われたら、母親は特に非常に責任感が強いので、自分がなんとかしないといけないと思いますし、周りから責められたりして、治す方法を教えてほしいという気持ちになり、治らないと言われてもすぐ

には納得しないと思います。今はインターネットで調べたりする方も多いので、保護者の方も知識をある程度持っているかと思います。

(委員)

会長のお話されたとおりだと思います。診断を受けて、すぐに納得される親はいません。親が障がいの特性を認めて、欠点もあるが、良いところもあると認識することで、自立している例もたくさんあります。わたしが2歳の時から関わっている方がいますが、今は53歳になっており、今も定期的に来られています。保護者の方も一緒に来られて、話をして帰って行きますが、保護者の方のサポートも大切です。

(委員)

委員から提案のあった、子育て支援について、柔軟な取り組みについても検討がされているという話と、また、子どもに対しては接し方が相当専門性が必要であると、発達障がいという問題もあるということで、相当研修をしなければいけないとなると、熱意がある方だけではなく研修も必要であると思います。わたしも長年非行問題に関わっておりまして、小さい時に適切な対応がなされないために、子どもの問題行動や非行が生じるという流れですので、発達障がいイコール問題行動ではありません。それを踏まえた対応が必要であり、そのために研修をしなければいけないのですが、一方では保育士確保といった問題もあります。わたしの聞いた例で、研修制度は以前と比べて発達障がいについても色々ありますが、委員もおっしゃったように、自分の持っている知識・スキルをどのように現場に活かすかということですが、保育士が子どもの発達障がいに気づき、それを保護者へ伝える場合の、接し方や言い方の問題があります。保育士確保が必要であり人数の補充が必要であることと、一方で相当専門性が必要である状況かと思えます。方法の一つとして、県内でも、待機児童の発生する地域的な差があると思えますので、県の方で人材のリストを作成し、発生したところへ派遣するといったことができれば良いのではないかと思います。また、会長もされているような、インターネットを使った会議システムを活用して、専門的な対応をしていくことで今の問題の解決につながるのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございました。委員がおっしゃいましたように、発達障がいの認識は広がってきているのではないかと思います。県においても、発達障がい者総合支援センターを平成24年度から開所して、相談から支援の充実が図られ

てきています。西部においてもアイリスができたところでございます。そういった機関とも連携していけたらと考えています。いただいた御意見については、検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

(会長)

委員がわたしの事業のことをおっしゃっていましたが、資質向上のための定期的なインターネットを利用して、施設にしながらにしての研修ということですが、コスト・ベネフィットから言えば難しいと感じました。維持費にお金がかかるのと、配線が違ったら途中で映像が乱れたりしてしまいます。大学の中であれば、同じ配線なので問題ありませんが、保育所や幼稚園となれば異なりますし、セキュリティの問題があり、上手くいかないことがありますので難しいと思っております。それよりも、保育所に臨床心理士さんに定期的に訪問してもらっています。現場で困っているところへ臨床心理士さんに訪問してもらい、臨床心理士の立場から、子どもの対応の仕方や保護者への対応についてアドバイスをするというのをやってもらっているところが何か所かあります。臨床心理士さんが定期的に訪問してもらっているのは半ばボランティアのような形で、それを今は研究費用で負担していますが、県の事業として実施してもらったら良いのかなと思っております。中学校では全校でスクールカウンセラーが行っているように、保育所での小さい時の子どもの社会的適合に視点を置いた子どもへの関わり・親への関わりについては、臨床心理士さんの関わりが大切ではないかと思っております。

(委員)

今、お話を聞いて思ったのは、こども家庭支援センターひかりがありまして、相談員がいて、時々保育所への訪問もしています。発達の問題や親への対応の問題、保育士がどのように関わっていくかという問題について、必要があれば、保護者がセンターに来ることも可能です。しかし、知らない方もまだいらっしゃいますので、民間の保育所の園長会などで話をしたいと考えています。ニーズがあるところ・ないところはあると思いますが、利用できるとなれば、費用はかかりませんのでニーズはあると思っております。しかし相談員が1人しかいませんので対応しきれないと思っております。子育て支援の一環として、専門的知識をもった人が保育所や幼稚園に行くといった支援がもっと必要であると思っております。

(委員)

会長から、ネットの活用でご苦労されているという話がありましたが、それと臨床心理士の活用の話がありましたが、県でハナミズキ・アイリスが出来て、

そこにも臨床心理士がいますのでどんどん活用すれば良いと思いますが、実際は乳幼児から大人までたくさん来ている状況です。県として、臨床心理士の活用をされる予定はあるのか、今の考えをお伺いしたいと思います。

(事務局)

障がい福祉課の方で、ハナミズキ・アイリスがありますので、関係課と相談しましてどのような方法が可能か検討していきたいと思います。

(委員)

人材確保について、わたしの方からお話させていただきたいと思います。先ほどからお話があるように、熱い思いや願いだけではなかなか務まる仕事ではありません。給料を上げるとか、専門性の高い仕事であるとか、そういった話をしっかりと、わたし達も自覚を持っていかなければならないと思いますが、給料などで評価をしていただくのも大きいかと思います。徳島市の幼稚園では、臨時職員が3分の1を占めており、給料は日給という形になっています。この前、徳島市の保育所・幼稚園の10年後の再構築が示され、50数施設から16施設にするといったものでした。退職者補充はなく、当面の間は臨時職員で対応するということになり、職員は非常にショックを受けています。採用の枠は狭いですが正規職員となるために頑張っていた中で、その途が閉ざされてショックを受けています。臨時の先生方は、何年も携わっている方もおり、特別支援学級の担当もしているようなノウハウを学んでいる方や、保護者との関係も上手くいっている方もいますが、正規職員への途が閉ざされたことで、他の仕事に行ってしまうと、大きな損失であると思います。5年後の教育・保育に従事する必要見込人数は、220人程増えるということですが、職員数に穴が空くと子どもへの影響も考えられますので、市町村により状況は違うかと思いますが、培ったものが活かされていくように、やりがいを持てるような勤務条件を整えるための施策を進めていただきたいと思います。

(事務局)

昨年度保育士確保のために、保育士さんや保育所の現場のアンケートを取りましたところ、保育士として働いている人が辞めたいという理由や、保育士以外で働いている人の退職した理由、保育士として就労経験のある人で現在働いていない人の退職した理由として給与面を上げた人や、また今後の復帰の条件として給与面を上げる人が多い結果が出ています。処遇改善の必要性は認識しており、国の方に政策提言やあらゆる機会を通じて要望しているところです。国におきましても、消費税増税分として1兆円超という財減確保に向けて、今

年度3%改善されましたが、5%ということも検討されています。県単独では難しいところがありますので、今後も粘り強く要望していきたいと思えます。

(委員)

新制度は、共働き家庭に視点を置いているように思えます。保育と教育の一体化について言われていますが、量の拡充の部分も大きく言われています。

11時間保育ということで、子どもの最善の利益というよりは、大人の最善の利益なのかなという気がします。幼稚園では、教育課程や指導計画に基づいて具体的な指導方法を振り返りながら、質の向上を図ってきたのですが、県の計画では量の部分は具体的ですが、質のことはあまり書かれていないのかなというところがあります。保護者が長い時間働いていると、子どもが親と家庭でいる時間が短くなってしまおうと思えますが、家族で過ごせる時間のことも考えていただければと思えます。

(会長)

委員のおっしゃったことは、核心に触れるところであり、県の方でも考えられているところだと思えます。今、色々な方から意見をいただいて、保育士の質の問題についてのアイデアも出ましたので、少しずつ具体化すれば良いと思えます。

(委員)

3点お伺いします。子育て支援員の研修事業について、200人程度の申込の枠で、300人程度の申込があったとのことですが、どういった属性の方の申込が多かったのかを教えてくださいたいと思えます。2点目として、放課後児童支援員認定資格研修事業も同様に200人程度の申込の枠ということでしたが、同じ属性の方の申込となっているのでしょうか。最後に、市町村のアンケートの結果の資料4にあります、評価できる点ということで、教育委員会と福祉部局の連携の強化というのは、具体的にどのようなところの強化なのかをお伺いしたいと思えます。

(事務局)

放課後児童支援員については、放課後児童クラブで指導員として従事されている方が研修を受けられています。教育委員会と福祉部局との連携については、認定こども園で幼児教育と保育を一体的に推進していくという中で、連携が図られているというところではあります。また、放課後子ども総合プランということで、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくこととなっていますので、今後より一層の連携を図っていくこととなっています。

(事務局)

子育て支援員の研修ですが、コースが分かれておりまして、保育士の方が受けられる専門的なコースもありますし、認可外保育施設で従事されている保育士以外の方や、主婦の方が申し込まれている状況です。

(委員)

ありがとうございます。わたしも、現在社会福祉士会の方で保健福祉部局と教育委員会等のお力添えで、子どもの貧困対策の一環で今年の6月から実際に中学校3年生でひとり親世帯や貧困等で塾に行けない児童の学習支援をお手伝いさせていただいていますので、別の市町村等でこういった連携がされているのかを参考に勉強させていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。まだまだ御意見があろうかと思いますが、この辺でおきたいと思います。